

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
23年 第6号	23.9.12	<p>定時制高校の自校方式給食の完全実施を求める請願</p> <p>現在、定時制・通信制課程への入学希望する者の率は増加し、多くの生徒が定時制・通信制課程に学んでいる。その中には、働きながら学ぶ生徒やさまざまな困難を抱えている生徒もいる。リーマンショック以降、経済的な理由から定時制・通信制課程を選択した生徒も少なからず学んでいる。</p> <p>定時制高校も、「食育基本法」・「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」にのっとり、学校給食が自校方式で完全実施されている。食の安全と生徒たちの健康に気を配り、野菜や肉・魚などの産地指定や食品添加物などにも配慮し、その安全性が確保されている。ある定時制高校のアンケートによると、一日三食きちんと摂っている生徒は、男女ともに半数以下である。現在行われている定時制の給食では、経済的理由により一日一食しか食事をとることができない生徒にも、栄養のバランスの摂れた温かい食事を提供している。</p> <p>しかし、2010年10月突然、茨城県教育委員会は自校方式の給食から「デリバリー化(外部委託宅配弁当)」へ変更を提案した。「外部委託宅配弁当」では、食の安全と生徒の健康が保障されず、到底容認できるものではない。また、財政的理由のみにより、「外部委託宅配弁当」を導入し、生徒の健康と成長を妨げることは許されることではない。</p> <p>もとより、定時制にとって学校給食はかけがえのないものであり、多くの生徒たちは自校方式の給食に、安らぎを得て発達・成長するのである。学校の職員である栄養士が生徒の健康と安全に配慮し献立をたて、学校職員の調理員が一人ひとりの生徒の状態に合わせて作る姿を身近に見るなかで、周囲の人や食に対して感謝の念を持ち、人として大きく成長できるのである。</p>	茨城の定時制通信制教育を語ろう会 為我井 節 外6,710名	大 内 久美子	文教治安	不採択

家庭の経済的理由によりコンビニ弁当や安価なファーストフードなどを食することの多い生徒たちに必要なのは、「外部委託宅配弁当」ではなく、栄養的にも、情操的にも優れた炊き立てのご飯と味噌汁などの自校方式の給食こそ必要である。

そこで、ここに今まで通り、定時制高校の生徒が等しく自校方式の給食が食べられるよう強く求める。

記

現在、自校方式給食を行っている学校の「デリバリー化(外部委託宅配弁当)」を白紙撤回し、自校方式給食の完全実施をすすめてもらいたい。